

社会復帰促進等事業に要する費用に充てるべき額の特例に関する省令について

1 趣旨

東日本大震災による被害を受け、企業が倒産し、賃金が支払われないまま退職を余儀なくされる労働者が多く発生することが懸念される。

現在、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）の社会復帰促進等事業として、未払賃金の立替払事業（以下「立替払事業」という。）を行っているところであるが、このような状況を踏まえれば、今後、未払賃金の立替払の請求が増加することが見込まれる。

このことから、平成23年度補正予算において、立替払事業に要する費用を増額要求を行ったところ。

一方、立替払事業を含めた社会復帰促進等事業等に要する費用については、労働者災害補償保険法施行規則（昭和30年労働省令第22号。以下「労災則」という。）第43条において、限度が定められているところであるが、増額要求後の予算額がこの限度額を超え、また、執行額もこれを超えることが想定されるため、同条の規定について緊急避難的な特例措置を設ける必要がある。

2 内容

平成23年度から25年度まで（※）の予算及び決算について、労災則第43条の特例を設け、立替払事業に要する費用を、同条の社会復帰促進等事業費等に要する費用に充てるべき額から除外する。

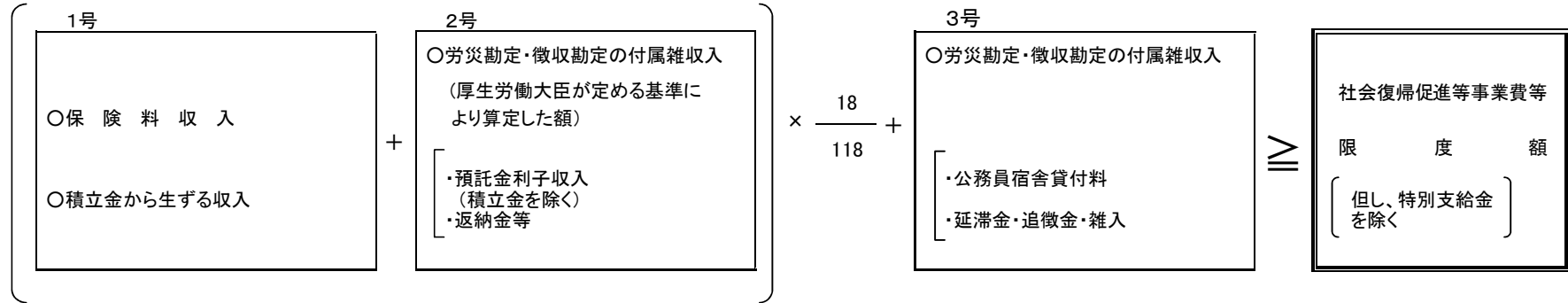
※ 平成11年度に講じた労災則第43条の特例措置に倣い、今回も3か年度について措置。本省令制定後、毎年の事業実績を勘案し、特例措置を講じる必要がないとの判断に至った場合は、速やかに本省令を廃止する。

3 公布・施行日

平成23年4月28日

社会復帰促進等事業等に要する費用について

・社会復帰促進等事業及び事務費に充てるべき限度額



・社会復帰促進等事業費等の推移

(単位:百万円)

年度 区 分	19 実績	20 実績	21 実績	22 実績見込	23 当初予算	23 第一次補正後予算
保険料収入	1,085,273	1,089,803	841,897	783,525	809,675	809,675
社会復帰促進等事業費等 限 度 額	207,866	210,820	156,131	147,682	151,806	151,806
社会復帰促進等事業費等 予算額及び決算額	155,832	154,702	148,429	133,018	《114,459》 133,720	《120,893》 154,474
うち、未払賃金立替 払事業費補助金	17,015	17,688	26,002	20,186	19,261	33,581
限度額に対する予 算額の割合(%)	74.97	73.38	95.07	90.07	《75.40》 88.09	《79.64》 101.76

※1 平成18年度までの限度割合は、22/122、平成19年度から平成20年度までの限度割合は、20/120である。

※2 平成23年度当初予算及び第一次補正後予算の《 》は、未払賃金立替払事業費補助金を除いた数値である。